

洲本川水系河川整備計画懇談会 運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、洲本川水系河川整備計画懇談会規約第9条第1項及び第11条に基づき、洲本川水系河川整備計画懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(懇談会の開催の周知)

第2条 懇談会の開催は、公開、非公開に関わらず、原則として懇談会開催日の1週間前までに一定の方法（兵庫県淡路県民局ホームページ）により周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、懇談会の名称、日時、場所、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

(懇談会)

第3条 懇談会は、洲本川水系河川整備計画懇談会規約第4条に基づく。

2 懇談会は、必要に応じ部会を設けることができる。

(会議運営)

第4条 懇談会の会議運営は、洲本川水系河川整備計画懇談会規約第6条に基づく。

(懇談会の公開)

第5条 懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、懇談会が非公開とする決定をしたときはこの限りではない。

(会議資料の公表)

第6条 会議資料については、原則公表するものとする。ただし、懇談会が非公開とする決定をしたものはこの限りではない。

(公表方法)

第7条 懇談会の会議資料の公表方法は以下のとおりとする。

- 1) 兵庫県淡路県民局にて資料を公表する。
- 2) 兵庫県淡路県民局のホームページに掲載する。

(傍聴)

第8条 懇談会の傍聴については以下のとおりとする。

- 1) 傍聴の定員は、会場等の都合により、その都度、定員を設定し、懇談会開始の5分前に締め切る。
- 2) 定員を超える場合、傍聴人の選定を抽選とする。
- 3) 傍聴人の発言は審議終了後に原則として認める。ただし、委員長が不許可とする判断をした場合はこの限りではない。
- 4) 懇談会の妨げになる物品を携帯している者、また、懇談会を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者は傍聴席に入ることができない。

- 5) 傍聴者がみだりに傍聴席を離れたり、懇談会の秩序を乱すおそれのある行為を行った場合は委員長が退場を命じる。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和4年7月8日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、委員の任期とともにその効力を失う。